

証券コード 4631
平成28年3月29日

株 主 各 位

(本店) 東京都板橋区坂下三丁目35番58号
(本社) 東京都中央区日本橋三丁目7番20号

DIC株式会社
代表取締役 中西 義之

第118期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第118期定時株主総会において下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 第118期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認され、当期の期末配当金は、当社普通株式1株につき金4円と決定されました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認され、平成28年7月1日を効力発生日として当社株式10株を1株に併合することが決定されました。これにより、会社法第182条第2項の定めに従い、平成28年7月1日をもって、当社定款第6条が後述のとおり変更されたものとみなされます。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認され、後述のとおり変更されました。

第4号議案

取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認され、取締役に中西義之、斉藤雅之、川村喜久、若林均、猪野 薫、鈴木登夫及び内永ゆか子の7氏が選任され、就任いたしました。
なお、鈴木登夫及び内永ゆか子の両氏は、社外取締役であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認され、監査役に水谷二郎及び間瀬嘉之の両氏が選任され、就任いたしました。

【定款一部変更のご案内】

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>15億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>附則 <u>第8条の変更は、平成28年7月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u></p>

以上

なお、本定時株主総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役が選定されました。この結果、当社の取締役及び監査役は、次のとおりとなりました。

代表取締役	中西 義之	取締役	内永 ゆか子
代表取締役	斉藤 雅之	監査役(常勤)	水谷 二郎
取締役	川村 喜久	監査役(常勤)	間瀬 嘉之
取締役	若林 均	監査役	武智 克典
取締役	猪野 薫	監査役	白田 佳子
取締役	鈴木 登夫		

(注) 取締役のうち、鈴木登夫及び内永ゆか子の両氏は、社外取締役であります。

監査役のうち、武智克典及び白田佳子の両氏は、社外監査役であります。

配当金のお支払いについて

1. お支払方法について、口座振込みをご指定いただいている株主様は、同封の『第118期期末配当金計算書』及び『「配当金振込先ご確認」のご案内』によりご確認ください。
株式数比例配分方式を選択されている株主様の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。
2. お支払方法について、口座振込みをご指定いただいていない株主様は、同封の『第118期期末配当金領収証』により、払渡期間中（平成28年3月30日(水)～平成28年5月2日(月)）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受取りください。
なお、銀行に口座をお持ちの場合は、『第118期期末配当金領収証』を銀行にご持参いただきますと、同口座に入金することもできます。
3. 同封の『第118期期末配当金計算書』は、配当金をお受取になった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。
株式数比例配分方式を選択されている株主様におかれましては、口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。

以 上

株式併合に関するご案内

本日開催の第118期定時株主総会において、平成28年7月1日をもって株式併合及び単元株式数を変更することについて決議されました。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合による影響等

株式併合の前後で当社の資産や資本が変動することはなく、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍になることから、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

2. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて交付いたします。

3. 主なスケジュール

平成28年6月27日(月) 現在の単元株式数(1,000株)での売買の最終日
平成28年6月28日(火) 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株式併合を反映した株価となります。
平成28年7月1日(金) 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日

4. お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関(株主名簿管理人)までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上